

令和2年4月20日

勝山市長 山岸 正裕 殿

勝山市水道水源保護審議会
会長 奥村 充司

勝山市水道水源の保護に関することについて（答申）

平成30年9月19日付勝上下発第168号により、当審議会に諮問された勝山市における水道水源の保護に関する事項のうち、地下水の保全及び採取に対する規制等について、次のとおり答申する。

記

平成31年4月24日の中間答申後、当審議会は、勝山市水道水源保護条例の改正により創設された井戸の届出制度、市民・市内事業所を対象としたアンケート調査結果等を活用し、市内の井戸の実態把握・分析を行ってきた。さらに、立川水源地内に設置された観測井戸の地下水位データを用いて、年間の地下水位動向を把握した。

また、水道事業者が水道水源井戸の更新・洗浄を実施した結果、更新・洗浄の完了した井戸では、取水能力の回復を確認した。

以上のことから、当審議会では、水道水の安定的な供給のために必要な地下水量が確保されているとの結論に至ったため、地下水の採取に対する規制は、現時点では不要と考える。

しかし、市内井戸の実態把握・分析の結果から、地下水の消雪利用は今後も増加することが推測され、水道水源の保護のためにも、市民の地下水に対する公共性意識の醸成が必要であると考える。

そのため、地下水の保全に向けた具体的な対策として、次のとおり実施されたい。



1) 地下水利用者への協力要請

観測井戸の地下水位が一定の基準を下回った場合は、水道水の安定的な供給の観点から、市内の地下水利用者に対し、地下水節水への協力を要請すること。

地下水位の基準に関しては、観測井戸の地下水位データの収集を継続し、年間の地下水位動向・気象条件等を総合的に考慮して設定すること。

2) 消雪に利用される地下水量の節減・削減

地下水の消雪利用に関しては、井戸の実態把握・分析の結果から、消雪の完了後も必要以上に散水が続く状況にあることが判明した。消雪に利用される地下水量の節減に向け、散水の自動制御等の手法、技術について紹介すること。

また、地下水を散水しない消雪方法への転換を進めるため、熱を利用した屋根消雪設備や耐雪型住宅への補助制度である勝山市克雪住宅推進事業補助金を紹介し、消雪に利用される地下水量の削減に取り組むこと。

3) 市民の地下水に関する公共性意識の醸成

勝山市の水道水源のほとんどが地下水であることから、地下水は市民全体の財産であり、公共性が高いという意識を醸成するため、観測井戸の地下水位データ等の情報を公開・提供すること。地下水位データの公表に関しては、現状の市ホームページでの公開だけでなく、公共施設での掲示も検討すること。

また、地下水の水量・水質の保全も含めた市内の地下水環境への理解を深めるため、学校教育や生涯学習との連携を推進すること。



付記事項

○中間答申までの経緯

当審議会は、平成30年1月末から同年2月にかけての地下水位の低下に伴う水道の給水制限を受け、平成30年9月より地下水の採取に関する規制について調査・検討を開始した。

調査の一環として、平成30年11月に、給水制限の影響を受けた地域のうち、立川水源地を中心に個人・事業所の個別訪問による井戸調査を実施し、降雪期の消雪に利用される地下水量について推計した。また、立川水源地内に設置された観測井戸において、平成31年1月より地下水位の観測を開始した。

調査の結果、個人・事業所による消雪のための地下水利用が、勝山市の水道水源に何らかの影響を及ぼしているとの結論に至ったものの、地下水の保全及び採取に対する規制の検討に関しては、判断の基準となる市内の井戸の実態及び地下水位に関する情報が不足していた。

これにより、当審議会は、平成31年4月24日の中間答申にて、市内の井戸の実態把握及び観測井戸の地下水位データ収集のための取組を求めた。

○調査・分析結果

勝山市水道水源保護条例の改正により創設された井戸の届出制度、市民・市内事業所を対象としたアンケート調査結果等を基に、市内の井戸の実態把握・分析を行った結果、市内の井戸の利用実態・利用類型が明らかとなった。加えて、調査で得られた井戸の利用実態を基に、消雪に利用される地下水量を再度推計したところ、中間答申前の推計値を下回る結果となった。

また、立川水源地内に設置した観測井戸の1年間の地下水位データを基に、年間の地下水位動向を調査した。地下水位の季節変動や日変動についてはある程度把握できたが、降雨・降雪等の気象条件が地下水位に及ぼす影響を把握するためには、今後も継続的なデータ収集が必要である。

